

専門家派遣事業実施要領

公益財団法人こうべ産業・就労支援財団

(目的)

第1条 この要領は、公益財団法人こうべ産業・就労支援財団（以下「財団」という。）が、財団の定款第4条第1号に基づき実施する専門家派遣事業（以下「本事業」という。）について必要な事項を定める。

2 本事業は、市内中小企業等が主体的に取り組む経営課題の解決を後押しするため、適切な伴走支援者（以下「専門家」という。）を選定するとともに、選定した専門家を市内事業所に派遣し、その派遣費用の一部を軽減するものであり、市内中小企業等の順調な発展、成長を促進することを目的とする。

(支援対象者)

第2条 本事業の対象者は、原則として次の各号をすべて満たす中小企業等（以下「支援対象者」という。）とする。ただし、理事長が特に認める場合はこの限りではない。

(1) 中小企業支援法第2条に規定する中小企業者、または創業を予定する者であること。

(2) 神戸市内に主たる事業所を有し、市内で事業活動を行っていること。若しくは、創業予定地が市内であること。

(3) 自主独立の営利を目的とする事業（以下「営利事業」という。）を行うものであること。または営利事業を行う予定であること。

2 主たる事業所とは、個人事業にあっては開業届に記載の納税地、法人にあっては登記上の本店または主たる事務所等を指す。

3 本事業は、原則としてみなし大企業、フランチャイジー、資産管理会社等には適用しない。ただし、理事長が特に認める場合はこの限りではない。

(1) みなし大企業とは、下記①または②いずれかの条件を満たす企業をいう。

①発行済み株式または出資の2分の1以上を同一の大規模法人に所有されていること。

②発行済み株式または出資の3分の2以上を大規模法人に所有されていること。

(2) フランチャイジーとは、フランチャイザー（本部）から提供されるブランド名や運営ノウハウを利用して事業を展開する加盟店や直営店をいう。

(3) 資産管理会社等とは、個人が保有する不動産や株式などの資産を管理・運用する目的で設立した法人、個人資産の管理・運用が主たる事業であるものをいう。

4 本事業は、国や地方自治体等の出資を受ける地方自治法第221条第3項の法人には適用しない。

5 国や地方自治体の委託を受けた事業の円滑な推進のために本事業を利用しようとする事業者には適用しない。

(事業の種別)

第3条 本事業は、支援の内容に応じて次の各号のとおり区分する。

(1) 経営力の向上支援

①支援対象者が主体的に取り組む経営課題の解決について、外部専門家の診断・助言を活用することで、経営力向上に向けたより良い取組みの継続が期待できる事業

②創業期にあるまたは新商品・サービスの開発、新たな生産方式の導入などについて、外部専門家の診断・助言を活用することで、経営力向上に向けたより良い取組みの継続が期待できる事業

③支援対象者が主体的に取り組むSDGs、ESG、カーボンニュートラル等の先進的な取

り組みについて、外部専門家の診断・助言を活用することで、経営力向上に向けたより良い取り組みの継続が期待できる事業

(2) **プラス成長支援**

前号のうち、成長を志向するもので、外部専門家の診断・助言を活用することで、地域をけん引する先進的事例の創出が期待できる事業

(3) **採用力の向上支援**

支援対象者が採用力の強化や人手不足の解消に向けて主体的に取り組む諸課題（職場環境の改善、就業規則の改善、多様な人材を活用するための業務仕分け等）について、外部専門家の診断・助言を活用することでその解決を図ることが期待できる事業

(4) **SNS・Web活用支援**

支援対象者が主体的に取り組むSNSの活用やWebサイトの更新、AI活用等について、外部専門家によるピンポイントの診断・助言を活用することで、支援対象者が自ら運用できるようになることが期待できる事業

(5) **無料お試し支援**

前第1号～第3号の事業について、本事業の積極的な利用を促進するため、本事業を利用したことが無い中小企業等に対し、専門家の診断・助言を体験する機会を提供するものであって、1回限りの利用を予定するもの、すでに申し込みを決めている支援対象者には適用しない。

(事業の審査)

第4条 派遣専門家の選定及び登録、派遣対象事業の審査等に関する事務については、財団の「専門家派遣審査選定委員会設置要綱」（以下「設置要綱」という。）に基づき、実施するものとする。

(専門家の選定及び登録)

第5条 理事長は、原則として、公募の方法により専門家の募集を行い、登録を希望する専門家から、事業の実施において適当と認められるものを選定し、専門家登録名簿（以下「名簿」という。）に登録するものとする。

2 理事長は、前項の専門家の選定にあたっては、設置要綱により設置された専門家派遣審査選定委員会（以下「委員会」という。）の意見を尊重するものとする。

3 理事長は、第1項の専門家の選定にあたっては、公益財団法人ひょうご産業活性化センター（以下「活性化センター」という。）と共同で募集を行い、登録を希望する専門家から活性化センターが指定する「経営専門家登録申請書」及び「同意書」（様式1号）を提出させ、活性化センターの「経営専門家派遣事業実施要綱」に則り選定された登録者を、財団の登録者とする。

4 第3条第1号～第4号の事業について、支援対象者の課題に適した専門家が名簿に登録されていない場合であって、理事長が専門家としてふさわしいと認めたときは、委員会の意見を尊重し、公募の方法によることなく専門家として選定し、名簿に登録することができるものとする。

5 登録された専門家は、ホームページで選定に必要な情報の公開に同意するものとする。

(名簿の有効期間)

第6条 名簿の有効期間は、3年間とする。有効期間の算出基準年度は別表に定める。基準年度の翌年度の新規登録者の有効期間は2年、その翌々年度の新規登録者の有効期間は1年とする。ただし、前条第4項の場合の有効期間は、本項に規定する他の専門家の有効期間の満了する時までとする。

2 名簿の登録時は、新規登録にあつては、活性化センターの「経営専門家派遣事業実施要綱」に則り選定された年の4月1日とし、更新登録にあつては、名簿の有効期間終了年の4月1日とする。

(暴力団等の排除)

第7条 支援対象者または専門家が次の各号に該当する場合、専門家派遣や専門家登録の対象としない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」という。）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員等（暴力団員または暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）
- (4) 法人にあつては役員及び使用人、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及びその使用人（以下「役員等」という。）が暴力団員であるなど暴力団がその経営若しくは運営に実質的に関与している恐れのある個人または法人等
- (5) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、若しくは雇用している恐れのある個人または法人等
- (6) 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員等を利用している恐れのある個人または法人等
- (7) 役員等が、暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している恐れのある個人または法人等
- (8) 役員等が、その理由を問わず、暴力団または暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している恐れのある個人または法人等
- (9) 役員等が、暴力団若しくは暴力団員がその経営または運営に実質的に関与している業者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している恐れのある個人または法人等

(秘密の保持)

第8条 派遣専門家は、支援上知り得た秘密を厳守するとともに、これを自己の利益のために利用してはならない。

(専門家の登録の取消)

第9条 理事長は、次の各号に該当する場合、専門家の登録を取り消すことができる。登録を取り消した者については、取消日から5年を経なければ再度の登録ができない。

- (1) 本事業の目的若しくは内容を逸脱する行為を行ったと認められる場合
- (2) 登録内容に虚偽があることが判明した場合
- (3) 虚偽の報告をしたことが判明した場合
- (4) 本事業で知り得た秘密を漏らした場合
- (5) 心身の故障のため支援業務に堪えられないと認められる場合
- (6) 診断及び助言の内容が適正でないとして認められる場合
- (7) その他理事長が、本事業の専門家として不適格と認めた場合

(専門家派遣の申込)

- 第10条 専門家の派遣を希望する支援対象者は、財団に自社の課題を相談し、課題に合った専門家の紹介を受けるものとする。理事長は、原則として第5条の名簿の中から派遣する専門家を紹介するものとする。専門家は、原則として1事業につき1名を派遣するが、理事長が必要と認めるときは、複数名を派遣することができるものとする。ただし、第3条第5号の事業については第5条の名簿の中から1名に限り派遣することができるものとする。ただし、第3条第5号の事業については、第5条の名簿の中から1名に限り派遣することができるものとする。
- 2 支援対象者は、専門家及び財団と十分協議の上、「専門家派遣事業申込書」（様式2号。以下「申込書」という。）、「実施計画書」（様式3号。以下「計画書」という。）並びにその他理事長が必要と認める書類を提出することで本事業の申込を行うものとする。ただし、第3条第5号の事業については、「専門家派遣事業無料お試し支援申込書」（様式8号）を提出することで足りるものとし、計画書の提出を要しない。
- 3 上記申込に当たっては、支援対象者の役員または社員の身分を有する者や、継続して診断・助言を受ける契約（顧問契約あるいはそれと同等と判断される関係にある場合等を含む）を締結している者を専門家として利用することはできない。

（事業の認定及び派遣開始）

- 第11条 理事長は、前条の申込を受けたときは、委員会の意見を尊重し事業の認否を決定するものとする。委員会は、次の各号に定める要件に合致するか等内容を審査する。
- (1) 第2条に定める支援対象者による申込であること
- (2) 創業または経営改善等経営の向上に係る目的あるいは目標が明確であること
- (3) 支援の効果が期待できる専門家状況であると判断されること
- (4) 計画書が妥当なものと判断できること
- 2 理事長は、支援対象者に対し「専門家派遣事業審査結果通知」（様式11号。以下「通知書」という。）により前項の審査結果を通知する。理事長が事業を認定したときは、専門家の支援に係る謝金額及び支援対象者が財団に対して支払う受益者負担金（以下「負担金」という。）を通知書に記載する。
- 3 前項の負担金は、第3条で規定する事業の種別に応じ、次の割合に相当する額（100円未満の端数は切り捨て）とする。なお、第3条第5号については、受益者負担金を求めない。
- (1) 第3条第1号の支援 専門家の支援にかかる謝金額の3分の1
- (2) 第3条第2号の支援 専門家の支援にかかる謝金額の6分の1
- (3) 第3条第3号の支援 専門家の支援にかかる謝金額の6分の1
- (4) 第3条第4号の支援 専門家の支援にかかる謝金額の2分の1
- 4 理事長が事業を認定したときは、支援対象者に対し受益者負担金を請求しなければならない。支援対象者は、受益者負担金の納入確認を受けた後、認定された事業を開始することができる。
- 5 専門家の派遣は、平日（土日祝日及び年末年始等所定の休日を除く）9時00分から18時00分の間、かつ、1回あたり2時間以上を目安とし、対面による支援を実施するものとする。ただし、理事長が特に必要と認める場合はこの限りではない。

（職員の派遣）

- 第12条 理事長は、支援対象者の状況、専門家による支援状況及び支援後の効果を把握するため、必要に応じて支援対象者が指定する本事業の実施場所に職員を派遣することができるものとする。
- 2 専門家は、理事長に対し、支援を実施する場所と時間を、実施前に毎回通知しなければならない。

(派遣回数)

第13条 支援対象者に対する専門家の派遣回数は、第3条で規定する事業の種別に応じ、次のとおりとする。ただし、理事長が必要と認めた場合はこれを増やすことができる。なお、原則として1回の実施時間が2時間に満たないものは回数に含めない。

- | | |
|---------------|-------|
| (1) 第3条第1号の支援 | 10回以内 |
| (2) 第3条第2号の支援 | 10回以内 |
| (3) 第3条第3号の支援 | 6回以内 |
| (4) 第3条第4号の支援 | 6回以内 |
| (5) 第3条第5号の支援 | 1回 |

(支援結果の報告)

第14条 派遣された専門家は、支援の都度「専門家派遣事業日報」(様式4号。ただし第3条第5号の事業については様式9号。以下「日報」という。)を速やかに作成し、理事長に対し支援内容を報告するものとする。

- 2 支援を終了する時は、専門家は「専門家派遣事業報告書」(様式5号。以下「事業報告書」という。ただし第3条第5号の事業については提出を要しない。)を速やかに作成し、理事長に対して報告するものとする。理事長は、専門家から提出された事業報告書の写を支援対象者に交付する。
- 3 支援対象者は、前項の事業報告書の写を受領後、速やかに「専門家派遣事業成果報告書」(様式6号。ただし第3条第5号の事業については様式10号。以下「成果報告書」という。)を作成し、理事長に対し支援の成果を報告するものとする。

(派遣専門家の謝金等)

第15条 派遣専門家の支援にかかる謝金は、支援1回当たり単価(旅費及び税金を含む)に派遣回数を乗じた額とし、単価は別表に定める。

- 2 理事長は、支援結果の報告を受けて内容を審査の上、専門家から適格な請求書による請求を受けて、これを支払うものとする。

(事業計画の変更・中止・取消)

第16条 第11条第4項により派遣を開始した支援対象者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、「専門家派遣事業(変更・中止)承認申請書」(様式7号。以下「申請書」という。)を作成し、速やかに理事長に提出するものとする。

- (1) 認定された事業に変更が生じたとき(回数、期間等、計画書記載事項の変更を含む)
- (2) やむをえない事由により計画を中止するとき
- 2 理事長は、前項の申請書の提出を受けたときは、委員会の意見を尊重し、事業の変更または中止を決定するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、理事長は事業の認定を取り消すことができる。
 - (1) 認定された計画書に従って実施しないとき
 - (2) 既に実施した内容が本事業の目的若しくは規定に著しく逸脱しているとき
 - (3) 第8条の規定に違反しているとき
- 3 前項による理事長の決定は、「専門家派遣事業(変更・中止)通知書」(様式12号)により支援対象者に通知するものとする。
- 4 第2項の決定により、第11条により徴収した負担金の額を訂正するときは、訂正した額と徴収した額との差額を徴収または返金するものとする。ただし、支援対象者の責めに帰すべき事由により、専門家の派遣が行われなかったとき、若しくは第2項による取消が決定したとき

は、この限りでない。

(成果の帰属)

第17条 本事業によって得られた、財団が受ける報告書等を除く総ての成果の所有権は、原則として支援対象者に帰属するものとする。

(成果の普及)

第18条 理事長は、本事業により支援を行った好事例について、インターネット等を活用した情報発信等により、中小企業等の啓発に努めるものとする。また、支援対象者および専門家は、これに協力するよう努めるものとする。

(免責)

第19条 財団は、本事業の実施に関して、専門家または支援対象者及び第三者に損害が生じた場合、その責任を負わないものとする。

(補則)

第20条 この要領に定めるもののほか、定めのない事項若しくはこの事業の推進に関し必要な事項については別に定める。

附 則

1 この要領は、平成13年4月26日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成24年8月24日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成30年3月25日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附則

1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表 1 (第 6 条関係)

専門家登録名簿の有効期間の算出基準年度	
第 6 条第 1 項関係 第 6 条第 2 項関係	初回を平成 3 0 年度とし、以降は 3 年毎に定める

別表 2 (第 1 5 条関係)

派遣専門家の謝金の額 (旅費及び税金を含む)	
第 3 条第 1 号関係 第 3 条第 2 号関係 第 3 条第 3 号関係 第 3 条第 4 号関係 第 3 条第 5 号関係	1 回の支援当たり 3 0, 5 8 0 円